

移動等円滑化取組計画書

2026 年 6 月 12 日

住 所 福岡県北九州市小倉南区空港北町 6 番
北九州空港スターフライヤー本社ビル
事業者名 株式会社スターフライヤー
代表者名 （役職名及び氏名）
代表取締役 社長執行役員 町田 修

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

高齢者、障がい者等を含む全ての利用者に対して、あらゆる利用場面においてサービスを安定的に提供できるよう、設備等の適切な管理及び機能維持を徹底するとともに、職員に対する教育・訓練の実施並びに利用者への適切な情報提供に係る体制の充実を図り、利便性向上に継続的に取り組んでいく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
機材の更新	機材導入の際は、基準に適合させる。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備等の機能維持 および職員等による設備等の適正な使用を担保する体制の構築	・移動等円滑化基準の対象となる設備等について、その機能が適切に維持されるよう業務監査等の計画的な点検および確認を行い、必要に応じて改善を図る。 ・職員等が利用者の状況に応じた適切な対応を継続して行えるよう、社内マニュアルに基づいた教育訓練の実施や業務知識の習得・定着を推進し、対応力の維持・向上に取り組む。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助支援器具の追加配備の検討および適切な使用の確認実施	・利用者の多様なニーズに対応できるよう補助器具（アシストシート、サポートベルト等）および介助支援器具（段差解消スロープやリクライニング可型車いす等）について、追加配備や機能改善を継続的に検討し、利用環境の向上を図る。 ・補助器具および介助支援器具が各空港の特性や運用状況に応じて適切に配備・使用されているか定期監査等を通じて確認し、安全かつ円滑な利用環境の維持に努める。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の強化、空港における移動等円滑化の推進	・高齢者、障がい者等を含む全ての利用者が、移動やサービス利用に必要な情報を容易に取得できるよう、ウェブサイトや案内表示の分かりやすさおよび視認性の向上に取り組む。 ・空港および機内において、電子サイネージやポスター等の掲示物を活用するとともに、多言語表示や音声案内の充実を図り、利用者への情報提供の質を向上させる。 ・利用者が事前申告の要否や申告方法について容易に理解できるよう、ウェブサイト等における案内内容の充実と情報の分かりやすさの向上にむけて検討する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
業務の別に求められるバリアフリーに関する対応力強化	変化する社会環境や利用者の多様なニーズに対応できるよう、国土交通省が発行する「接遇研修プログラム」に基づき、現業部門の社員を中心とした接遇教育を継続的に実施し、また内容の見直しを図ることで、高齢者、障がい者等を含む多様な利用者への対応力の向上と定着を図るとともに、組織全体の対応力向上に向けて教育内容の充実および全社員への展開を検討する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
(該当なし)	(該当なし)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

利用者の意見や多様化するニーズへの対応力強化に向け、あらゆる場面で安定的な接遇提供ができる体制の充実を図る。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
介助支援器具の追加 配備の検討および適 切な使用の確認実 施	器具の追加や変更などの検討から 利用環境の維持・向上に向けた包 括的な内容へ拡充した。	個別対応にとどまらず、利 用環境全体の継続的な改善 を推進するため。
情報提供の強化、空 港における移動等 円滑化の推進	視認性の向上に加え、情報の充実 ならびに利用者の理解向上を図る 内容へ拡充する。	利用者の理解と利便性を高 め、より円滑な移動を実現 するため。
業務の別に求められ るバリアフリーに関 する対応力強化	多様な利用者への対応力強化に向 けた教育の明確化ならびに組織全 体の対応力向上へ発展させる。	多様な利用者への対応力を 体系的に高め、均質なサー ビス提供を実現するため。

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ウェブページにて公表。

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。